

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪



リリーフ通信



『法定相続情報証明制度』が始まります

平成29年5月29日からスタートする「法定相続情報証明制度」をご存知ですか？

相続が発生すると、不動産や株式等の名義変更・預貯金の払出しなどを行う際に、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を各(金融機関)窓口へ提出しなければなりません。

各(金融機関)窓口は手続きが終われば原本を返却してくれますが、それを待って次の(金融機関)窓口へ手続きとなると時間も掛かってしまいます。そのため、スムーズに相続手続きを行うために提出する部数を取寄せる方が少なくありませんでした。

新たな制度では、亡くなった方に関する全ての(生まれてから亡くなるまでの)戸籍謄本と、相続関係の一覧図を作成して法務局に提出することで、登記官が確認した上で「認証分をつけた写し」を交付してくれるようになります。その後の相続手続きは、法務局が交付する「認証文が付いた法定相続情報一覧図の写し」を使えば、戸籍謄本原本を各(金融機関)窓口は何度も提出する必要がなくなります。

ちなみに「認証文がついた写し」の発行手数料は無料です。

ただ、生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を全て収集する作業と、相続関係の一覧図を相続人自身でやるとなると、それなりの手間ひま時間が掛かります。今は相続人も高齢者が多く、その場合は難しい事も考えられます。相続関係の一覧図は手書きでも良いのですが、判読できるように書かなければいけないのでその点についても注意が必要です。

いずれにしても、これからは法務局のお墨付きがある「認証文がついた写し」の活用で、相続手続きの時間とコスト削減に繋がると考えられます。少しでも相続手続きがラクになるのは嬉しいですね。

詳細はリリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ お金の教室事業部 担当：小栗裕子

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182

mail：simada4f@po.mirai.ne.jp



【相談依頼書】 FAX：052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】